

「申請に対する処分」基準等公開票（条例又は規則）

許認可等の名称	有料施設の使用料の還付 金岡公園（体育館・陸上競技場・野球場・テニスコート）、家原大池体育館、原池公園（体育館・スケートボードパーク・野球場）、大浜公園（野球場・テニスコート・相撲場）、三宝公園野球場、浅香山公園野球場、白鷺公園野球場、土居川公園テニスコート	
根拠条例等・条項	堺市公園条例 第22条ただし書	
所 管 課	文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課 (指定管理者)	
審 査 基 準	(根拠条例) 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者又は占有者の責めに帰することのできない事由により使用又は占有ができないとき。 (2) 公益上又は本市の都合により使用又は占有の許可を取り消したとき。 (3) その他市長が還付することを適当と認めるとき。 (基準) ○条例第22条ただし書の規定により、使用料等を還付することができる場合及びその額は、次のとおりとする。 (1) 天災地変その他使用者又は占有者の責めに帰することのできない理由により使用又は占有ができなくなったとき。使用又は占有ができなくなった日以後の残余期間相当額 (2) 野球場について使用の許可を受けた者が使用しようとする日前7日までに許可の取消しを受けたとき。全額 (3) 野球場以外の有料施設について使用の許可を受けた者が使用しようとする日前14日までに許可の取消しを受けたとき。全額 (堺市公園条例施行規則第15条第1項)	
標準処理期間	標準処理期間	10日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。)
	標準処理期間を設定できない理由	